

今週のん?!

遺伝子組み換え食品の表示に疑問

混ぜていてなぜ「不使用」

「原料に遺伝子組み換え作物が少し混じっているのに、『遺伝子組み換えではない』と表示してよいなんで」。東京都江東区の主婦片桐陽子さん(64)は、疑問に思う。

買い物の際、片桐さんは遺伝子組み換え作物が原料に入っていないかどうか、食べ物の表示をチェックする。店頭には必ず「不使用」「使用していません」とあるか、あるいは「遺伝子組み換え」と表示されているものについては何も表示がないものは

「原料に遺伝子組み換え作物が少し混じっているのに、『遺伝子組み換えではない』と表示してよいなんで」。東京都江東区の主婦片桐陽子さん(64)は、疑問に思う。

しかし、不使用を表示した商品でも、5%までなら遺伝子組み換え作物が混入していても認められていると消費者団体の勉強会で知った。「どうして混入がないものだけにしないのでしょうか。分かりにくいと思います」(大村美香)

分けても防げず5%容認

調べる

原料が「遺伝子組み換えでない」と表示されている食品でも、実際には、組み換え原料が混ざっているケースは多い。

8月に国民生活センターが発表した調査結果では、豆腐の場合、不使用の表示がある市販の豆腐のうち約6割の商品から、組み換え大豆の遺伝子が検出された。

非組み換え作物が、農場から食品メーカーにわたるまで組み換え作物と混ざらないように分別管理されているか、現在の表示制度では、5%未満の混入が認められて

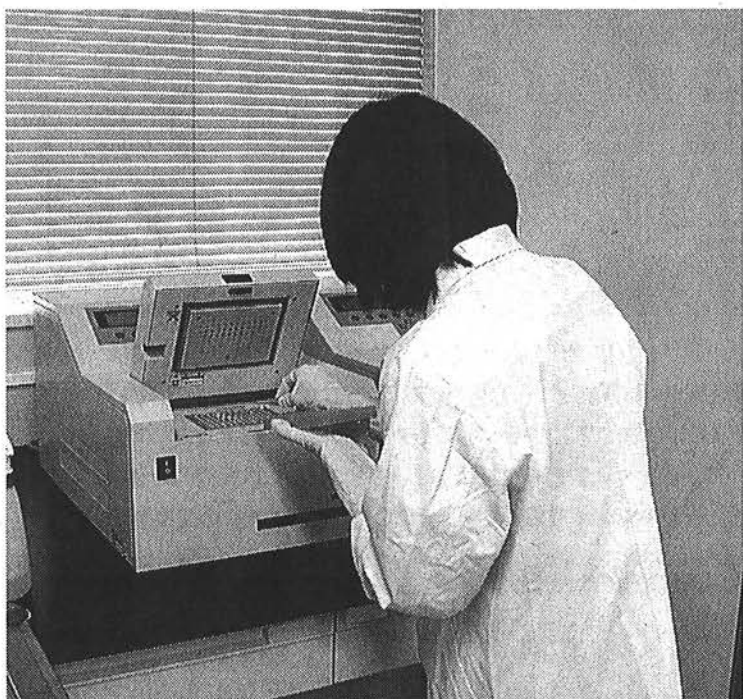
いる。調査で検出された豆腐の混入割合は不明だが、いずれも分別管理されていることが確認され、問題はないとされた。

なぜ5%という基準が設けられたのか。「分別管理をしても、ある程度の混入は起きる。制度を作る際、実際に分別管理をした作物のサンプルを入手し混入率を調べ、現実に対応可能な基準として5%にした」と農水省。欧州連合(EU)の表示制度でも混入を認めている割合は0.9%、韓国では3%、と日本よりは低い。

輸入業者からは分別管理の証明書を得る一方、2カ月に1度は自主的に検査もする。混入が0.01%以上は検出できる検査で、時々組み換え遺伝子が検出されるという。「混入ゼロというのは現実には無理なこと。混入率は0.1%未満であることが基本で、いかに割合を低く抑えられるかが課題。業者にはなるべく混入が少ない大豆を、と依頼している」

どうして混入するのか。大手商社の担当者は「生産国では作物を運ぶトラック、倉庫、船など、非組み換えを扱う時、事前に必ずクリーニングはするが、完璧にはいかない」と話す。農家が買う種も、種子会社は100%混じりけなしの非組み換えの種であるとは保証できないのだという。

食品表示アドバイザーの垣田達哉さんは、食品100gあたり糖類が0.5g未満であれば「ノンシュガー、無糖」と表示できるなど似た問題が他にもあるという。「まったくのゼロではないのに『無』や『使っていない』と表示するのは、消費者感覚とかけ離れた誤解を与えやすい。特に遺伝子組み換えは許容の割合が5%と高いので、消費者の違和感はより強い。不使用の表示は0%に限り、その他は『分別』『不分別』の表示にするといった改定を検討する必要があるのではないか」と話している。



遺伝子組み換え原料が含まれているか検査するには、食品から遺伝子の本体であるDNAを抽出し、増殖させて調べる＝さいたま市の農林水産消費技術センターで

農林水産省「消費者の部屋」 <http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heya/HEYA.html>
厚生労働省医薬食品局食品安全部「遺伝子組み換え食品ホームページ」 <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/index.html>
遺伝子組み換え食品いらない! キャンペーン <http://www.no-gmo.org/>

論 種子も純粹ではなく

米国での遺伝子組み換え作物の作付け割合は急速に広がっている。04年、トウモロコシで全体の45%、大豆は85%に達した。また今年2月米国の科学者団体「憂慮する科学者同盟」は、米国で販売されているトウモロコシ、大豆、ナタネの在来種の種子に、組み換え作物の種子が0.05~1%の割合で混入されているという報告書を発表した。

市民団体「遺伝子組み換え食品いらない! キャンペーン」の代表、天笠啓祐さんは「組み換え作物の栽培が広がり、種子にも混入が起きている。混ぜた種子を使って栽培すれば、混入はさらに広がる。このままでは、微量に組み換え原料が混入した商品が日本でますます増えることになる」と指摘している。

示す 対象は30品目のみ

現在普及している主な遺伝子組み換え作物は大豆、トウモロコシ、ナタネ、ワタ。こうした作物を原料にした加工食品は、食用油、マヨネーズ、しょうゆ、スナック菓子など種類が多い。しかしJAS法などによる表示制度では、表示の対象となるのは豆腐、納豆、コーンスナック菓子など30品目に限られる。ナタネ、ワタの加工食品で対象になっているものはない。食用油、しょうゆ、みそなどは対象外。

表示が義務づけられているのは、遺伝子組み換え作物を使った場合と、組み換えと非組み換えが分別されておらず混ぜたもの(不分別)を使った場合のみ。「組み換えでない」という表示は任意。この表示をしているのは豆腐、納豆などが多い。